**覚醒剤原料研究者指定証記載事項変更届出書**

覚醒剤取締法第30条の５において準用する同法第12条の規定により、覚醒剤原料研究者指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

年　　　月　　　日

住　所

氏　名

山梨県知事　　　　　　　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定証の番号 | 第号 | 指定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 変更すべき事項 |  |
| 変更前 | 研究所の名称 |  |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 変更後 | 研究所の名称 |  |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |